

生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）

（チェック欄）

- ☐ 生活保護法第 61 条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があること。
- ☐ 世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても福祉事務所に申告する義務があること。高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務があること。
- ☐ 不実の申告があった場合は、生活保護法第 78 条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- ☐ そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。

以上のことにつきまして、理解しています。

※ 世帯主の方につきましては、世帯員全員にこれらのことについて、理解していただいた上で署名をお願いします。

令和 年 月 日

世帯主氏名

（あて先） 寝屋川市福祉事務所 長

（裏面あり）

さんこう　せいかつほごほう  
(参考) 生活保護法

だい　じょう　ひ　ほ　ご　しゃ　しゅうにゆう　ししゅつ　た　せいけい　じょうぎょう　へんどう　また  
第61条　被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は  
きょじゅうちも　せたい　こうせい　いどう　ほ　ご　じっしきかんまた　ふくし  
居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉  
じむしょちょう　むね　とど　で  
事務所長にその旨を届け出なければならない。

だい　じょう　ふじつ　しんせい　た　ふせい　しゅだん　ほ　ご　う　また　たにん　う　もの  
第78条　不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者が  
あるときは、ほ　ご　ひ　しべん　とどうふけんまた　しちょうそん　ちょう　ひよう　ぜんぶまた　いちぶ  
あるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、  
もの　ちょうしゅう  
その者から徴収することができる。